

長井市不妊治療費助成のお知らせ

長井市では以下の2つの不妊治療費の助成を行っています。それぞれ内容が異なりますので、詳細は下記をご覧ください。



1. 長井市不妊治療（生殖補助医療）費の助成について

助成対象者

令和4年4月1日以降に治療を開始し、以下の①から④までの条件をすべて満たす方

- ① 公的医療保険が適用される不妊治療のうち、採卵術・胚移植術・精巣内精子採取術を受けた方
- ② 申請日時点で長井市に住所を有している方
- ③ 治療開始日の妻の年齢が43歳未満の方
- ④ 山形県から不妊治療（生殖補助医療）費の助成を受けた方

助成回数

出産ごとに、治療開始日の妻の年齢が

- | | | |
|------------|---|--------------|
| 40歳未満 | ⇒ | 1回の出産につき6回まで |
| 40歳以上43歳未満 | ⇒ | 1回の出産につき3回まで |

助成対象となる費用

- ① 採卵日から胚移植日に至る治療の費用
 - ② 精巣内精子採取術日に要した費用
- ※入院費、食事代等、治療に直接関係ない費用は除きます。

助成額

1回の治療の費用から山形県不妊治療（生殖補助医療）費助成事業の助成額、および高額療養費の限度額を超える場合はその額も控除した額とし、1回の治療につき30万円を限度とします。

申請方法

山形県不妊治療（生殖補助医療）費助成決定通知日の属する月を含め6か月以内に、下記書類をそろえて申請してください。ただし、山形県の不妊治療（生殖補助医療）費の助成や高額療養費の限度額等により、市の助成額が0円となる場合がありますので、申請する前に必ず市健康スポーツ課までお問い合わせください。

- ① 長井市不妊治療費助成事業申請書（別記様式第1号）
- ② 医療機関発行の領収書及び医療費明細書の写し
- ③ 山形県不妊治療（生殖補助医療）費助成金給付決定通知書の写し
- ④ 高額療養費の限度額認定証または支給決定通知書の写し
- ⑤ 申請者名義の通帳またはカードの写し（カタカナで名義が記載されている部分）
- ⑥ 請求書（別記様式第6号）

※申請に必要な書類は市健康スポーツ課（16番窓口）でお渡しします。

2. 長井市独自（43歳以上46歳未満）の特定不妊治療費の助成について

🌸 助成対象者

出産ごとに、治療開始日の妻の年齢が43歳以上46歳未満の夫婦で、申請日時点で長井市に住所を有する方

🌸 助成回数

1回の出産につき3回まで

🌸 助成額

1回の助成限度額30万円

※入院費、食事代等、治療に直接関係ない費用は除きます。

🌸 申請方法

治療が終了した日の属する翌々月末日までに、下記の書類をそろえて申請してください。

- ① 長井市不妊治療費助成事業申請書（別記様式第1号）
- ② 長井市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第2号）
- ③ 特定不妊治療に係る医療機関発行の領収書（治療費支払い全額分）の写し
- ④ 申請者名義の通帳またはその写し（カタカナで名義が記載されている部分）
- ⑤ 請求書（別記様式第6号）

※申請に必要な書類は市ホームページからダウンロードできます。



【申請・お問い合わせ先】

長井市健康スポーツ課（市役所16番窓口） ☎0238-82-8009（直通）

※申請いただく際は事前にお問い合わせください。